

令和5年5月8日

保護者様

県立西宮香風高等学校  
校長 桑田 圭介

### 5類感染症への移行後の学校における新型コロナへの対応について

薫風の候、保護者の皆様にはますますご健勝のこととお喜び申し上げます。

平素は本校の教育活動にご理解とご協力を賜り、誠にありがとうございます。

さて、周知の通り新型コロナウイルス感染症は、本年5月8日付けで、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律上の5類感染症に移行します。移行後の学校における新型コロナウイルス感染症への対応につきまして、下記の通り変更いたしますのでお知らせします。

#### 感染状況に応じて、機動的に講ずべき措置

##### ・出席停止について

出席停止期間の基準は、従来「原則発症後7日間」でしたが、5月8日以降は「発症した後5日を経過し、かつ、症状が軽快した後1日を経過するまで」に見直します。

(学校保健安全法施行規則の一部を改正する省令より)

※これまで新型コロナウイルス感染症の疑いがあるとして発熱や家族等が罹患した場合の濃厚接触者を出席停止の扱いにしていたが、インフルエンザ同様に、PCR検査等の結果新型コロナウイルス感染症に罹患している場合のみ出席停止となります。

また、平時から求められる感染症対策として、日常の健康観察を行うこと、手洗い、うがいの励行、換気の確保等には積極的に努めて参ります。感染流行時等に一時的に検討することが考えられる感染症対策としてマスクの着用や活動場面ごとの感染症対策を取る場合があります。その場合はお知らせいたしますのでご家庭のご協力をお願い致します。